

## 情報ひろば

## ■各総合支所

国府☎(0857)39-0555／福部☎(0857)75-2811  
 河原☎(0858)76-3111／用瀬☎(0858)87-2111  
 佐治☎(0858)88-0211／気高☎(0857)82-0011  
 鹿野☎(0857)84-2011／青谷☎(0857)85-0011



福祉

補装具給付制度の  
利用者負担の変更

補装具給付（修理も含む）の申請をした場合、次の人の利用者負担が変更になります。

**対象** 18歳以上の市民税非課税世帯の人（18歳未満の人および市民税非課税世帯以外の人）は変更ありません。

**変更時期** 平成18年1月1日以降利用の申請分

**利用者負担** 変更前…無料↓変更後…1100円

\*補装具とは、義肢、車椅子、補聴器およびストマ用装具などのことで、身体障害者手帳の交付を受けている人に対して交付・修理を行います（障害の部位によって交付対象となる補装具が異なります）。  
 \*対象者が世帯主またはストマ用装具を装着の場合は、負担が約半額となります。

市役所 駅南庁舎生活福祉課☎(0857)20-13471／各総合支所福祉保健課（上記参照）

## 成年後見制度の利用支援

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力の十分でない人が一方的に自分に不利な契約を結ばないように、裁判所から選任された人（成年後見人など）が、本人の不十分な判断能力を補い、保護する制度です。

この制度を利用したくても、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費を負担できないなどの理由がある場合に、市が家庭裁判所に申し立てを行い、その費用を負担します。  
**対象者** 身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者などで、助成を受けなければ制度の利用が困難な人

**助成額** 申し立てに必要な経費・後見人などの報酬

※利用者本人の資力によっては返還していただく場合があります。

問い合わせ先 市役所 駅南庁舎高齢社会課☎(0857)20-13453／市役所 駅南庁舎生活福祉課☎(0857)20-13471／各総合支所福祉保健課（上記参照）



お知らせ

農業委員選挙人名簿の  
登録申請

農業委員会委員選挙人名簿に登録を希望する人は、選挙人名簿登録申請書を鳥取市農業委員会へ提出してください。申請書を12月上旬に各農家に郵送していますので、同封の返信用封筒で返送してください。

なお、申請書が郵送されていない農家で申請する人は、鳥取市農業委員会、各総合支所産業建設課およびJA各支店に配置している申請書をご利用ください。

**要件** 昭和61年4月1日以前に生まれた人で、平成17年中に10㍊以上の農地を耕作した人

**提出期限** 平成18年1月10日（火）

問い合わせ先 市役所 第二庁舎農業委員会事務局☎(0857)20-13392

## 歩こつ会1月定例会

とき 1月9日（月・祝）午前

8時10分～午後1時40分

コース 鳥取駅（集合）H列車

H因幡社～犬山神社～川中～

市ノ瀬～鳥巢～智頭～諏訪神社

（智頭H列車H鳥取駅（歩

行距離約9km）

費用 1050円（交通費）

※弁当や水筒、雨具は各自で用意ください。

問い合わせ先 歩こつ会事務局

☎(0857)23-7930

総合支所の空き室を  
貸し出します

総合支所の空き室の一部を会議室、事務所などに利用いただけます（ただし、予約の際に使用内容の審査があります）。

なお、予約方法、料金、利用時間などの各種条件については、各総合支所地域振興課または、市役所本庁舎財産管理課までお問い合わせください。

※現在、利用準備中の空き室もありますので、使用可能となり次第、随時お知らせします。

**利用時間** 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

**利用場所** 国府町（旧議場・旧議員控室（大）・旧議員控室（小）

／用瀬町（旧議会事務局室・旧議